

葬 祭 監 第 1 3 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久 様

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合

監査委員 大 川 靖 男

監査委員 広 瀬 義 積

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を
執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

定 期 監 査 報 告 書

- 1 . 監査実施月日 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 (金)
- 2 . 監査実施場所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室
- 3 . 監査の対象 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の事務全般
(平成 2 2 年 4 月 ~ 9 月)

4. 監査の主眼及び方法

(1) 監査を実施するにあたって、地方自治法第199条第1項の定めるところにより、財務に関する事務の執行及び特別地方公共団体の経営にかかる事業の管理が、同法第2条第7項（法律の定めるところにより、その事務を処理する。）、第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の趣旨に沿って行われているかどうか、また予算の計画的、効率的な執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、斎場の使用料金等公金の具体的な取扱いが適正かどうか、並びに管理全般について具体的に適切かどうかを主眼として実施しました。

(2) 監査に当たっては、「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合監査基準（平成10年葬祭組合監査委員訓令第1号）」に準拠して、試査による照合、質問、分析等について、通常実施すべき手続きを選択適用して行いました。

質問には、これまでの例月出納検査、定期監査及び決算審査の結果を参考にし、関係職員から説明を聴取したうえで行いました。

5. 予算執行状況等

別添、定期監査資料のとおりです。

6. 監査の結果及び意見

(1) 総括

平成22年度上半期の予算の執行並びに事務処理について監査を執行したところ、出納部門及び斎場の使用料金等公金の管理全般において適正に処理されていました。

また、その他の監査対象事務事業についても適正に処理されていることを認めました。

(2) 要望・留意事項

平成 22 年度における予算の執行及び事業の運営は、適正であり、効率的に行われていると認められますが、今後の組合の事業について、次の事項を踏まえて更なる改善を要望します。

備品の管理方法の改善及び工夫について

組合では、すべての備品について台帳を作成しています。備品台帳の整備は、パソコン管理システム等によらず、職員が手作業で更新等を記録するなどしています。

今後は、老朽品目、更新時期等の検索及び現物との照合並びに調査について、より効率的に把握しておく必要があります。パソコンソフト等を活用して、改善をし、工夫をしながらさらに適正な備品の管理に努めてください。

職員の健康保持と勤務体制の充実について

最近のさくら斎場の利用状況は、中長期の利用計画を上回り、著しい増加傾向にあります。このような中で、関係職員の勤務状況を見ると、不規則勤務の中、職員の有給休暇等の取得状況は、職員間で差が生じており、総体的にもかなり減少傾向にあるようです。

今後も円滑な斎場運営を図るためには、安定した職員の勤務体制の確立が必要となります。これらを踏まえながら、職員の健康保持と平均的な休暇取得等を含めて職員の勤務体制がさらに充実するように適切な改善を進めてください。

組合の再編・統合化等の検討状況について

組合では、環境衛生の近隣三組合間の再編・統合化等について、平成 22 年度において人事体制及び予算措置等がなされ、主要な事業として掲げられ、取り組んでいるとのことです。

今後とも、組合事務の一層の効率化と安定化を図るための検討をさらに進めるとともに、人事体制や予算措置に対応した経過及び進捗状況についても報告をするように努めてください。